

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	和光市 国民健康保険料(税)の賦課に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和光市は、国民健康保険料(税)の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

当該事務については、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

和光市長

## 公表日

令和7年4月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険料(税)の賦課に関する事務
②事務の概要	保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めたものにより被保険者の世帯に対して保険税の算出を行い国民健康保険税の賦課・徴収を行う。 なお、情報提供ネットワークシステム(他団体との情報連携)を利用するために、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現するための「団体内統合宛名システム」及び「中間サーバー」についても利用する。
③システムの名称	国民健康保険税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1.賦課基本ファイル 2.介護基本ファイル 3.支援基本ファイル 4.賦課個人ファイル 5.期割情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 24項、44項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48.69.70の項 <情報提供にかかる法令根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1.2.3.5.6.13.27.38.42.48.56.65.69.83.87.111.115.125.131.137.141.145.158の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	和光市役所健康部保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 コンプライアンス担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9085
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	和光市役所健康部保険年金課

9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録業務に係る横断的なガイドラインを遵守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・個人番号を含む書類やデータを取り扱う際は複数人によるダブルチェックを行っている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・事務取扱者に対し、定期的に情報セキュリティ研修及びマイナンバー制度に係る研修を実施し、知識の定着と意識啓発を図っている。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・端末の起動において、生体認証により権限のない者の端末利用制御 ・業務システムにはICカードによるアクセス制御により対象業務メニューへのアクセス制御 ・ICカードの管理状況は定期的に確認報告を受けている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成24年6月14日	I-5 評価実施機関における担当部署2所属長	課税課長 高橋 雄二	課税課長 鈴木 均	事後	
令和1年6月24日	I-5 評価実施機関における担当部署2所属長	課税課長 鈴木 均	課税課長 鈴木 克明	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	無	全項目	事後	評価書様式改正
令和2年10月30日	I-5 評価実施機関における担当部署①部署	和光市役所総務部課税課	総務部課税課	事後	
令和2年10月30日	I-5 評価実施機関における担当部署2所属長	課税課長 鈴木 克明	課長	事後	
令和2年10月30日	I-5 評価実施機関における担当部署8特定個人情報ファイル	和光市役所総務部課税課国保税担当	総務部課税課	事後	
令和2年10月30日	II-1 対象人数	2014/12/2時点	2020/10/1時点	事後	
令和2年10月30日	II-2 取扱者	2014/12/2時点	2020/10/1時点	事後	
令和2年10月30日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施する	実施しない	事後	
令和2年10月30日	II-3 重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和2年10月18日	I-5 評価実施機関における担当部署	総務部課税課	和光市役所健康部保険年金課	事後	
令和2年10月18日	I-7 請求先	和光市役所総務部情報推進課 情報統計担当	総務部課税課 コンプライアンス担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5	事後	
令和2年10月18日	II-1 問い合わせ項目	令和2年10月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和2年10月18日	II-3 重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和2年10月18日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	総務部課税課	和光市役所健康部保険年金課	事後	
令和7年4月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		番号法第9条第1項 別表第一 第16項及び第30項	事後	番号法の改正に伴う変更
令和7年4月24日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録業務に係る横断的なガイドラインを遵守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・個人番号を含む書類やデータを取り扱う際は複数人によるダブルチェックを行っている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・事務取扱者に対し、定期的な情報セキュリティ研修及びマイナンバー制度に係る研修を実施し、知識の定着と意識啓発を図っている。	事後	新様式対応
令和7年4月24日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である ・端末の起動において、生体認証により権限のない者の端末利用制御 ・業務システムにはICカードによるアクセス制御により対象業務メニューへのアクセス制御 ・ICカードの管理状況は定期的に確認報告を受けている	事後	新様式対応
令和7年4月24日	II-1 問い合わせ項目	令和5年9月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和7年4月24日	I 4①、②	実施しない	実施する <情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第8号に基づく(主務省令第2条の表 48.69.70の項 <情報提供にかかる法令根拠> 番号法第19条第8号に基づく(主務省令第2条の表 1.2.3.5.6.13.27.38.42.48.56.65.69.83.87.111.115.125.131.137.141.145.159の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和7年4月24日	I 1②	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められたものにより被保険者の世帯に対して保険料の算出を行い国民健康保険税の賦課・徴収を行う。 なお、情報提供ネットワークシステム(他団体との情報連携)を利用するために、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現するための「団体内統合宛名システム」及び「中間サーバー」についても利用する。	保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められたものにより被保険者の世帯に対して保険料の算出を行い国民健康保険税の賦課・徴収を行う。 なお、情報提供ネットワークシステム(他団体との情報連携)を利用するために、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現するための「団体内統合宛名システム」及び「中間サーバー」についても利用する。	事後	